

くぬぎ山地区自然再生協議会 平成17年度の取組について

1 平成17年度の取組事項

平成16年度に作成した「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を踏まえ、「自然再生事業実施計画」(以下「実施計画」という。)の案について協議し、全体構想中の「目標達成のための取り組み」の具体化を図ります。

2 実施計画について

(1)だれが実施計画を作るのか

くぬぎ山地区における自然再生の取組では、県・市町に限らず、市民団体等(個人を含む)も自然再生事業の実施主体であり、それぞれが実施計画を作成し、それらを協議会で協議の上、自然再生に取り組むこととなります。

(2)実施計画とはどのようなものか

実施計画は、自然再生事業を実施しようとする者(以下「実施者」という。)が、自らの行う自然再生事業の具体的な計画を示すものです。

<参考> 自然再生推進法(抜粋)

第9条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画(以下「自然再生事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。

(1)実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称

(2)自然再生事業の対象となる区域及びその内容

(3)自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果

(4)その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。

4 以下(略)

(3) 自然再生事業にはどのようなものがあるか

くぬぎ山地区で想定される自然再生事業には、例えば次のようなものが考えられます。

- ・平地林の管理（下刈り、間伐等）
- ・植生復元
- ・動植物調査
- ・ボランティアのコーディネート

(4) 自然再生協議会の役割

自然再生協議会では、実施者が作成した個別の実施計画の案について、自然再生の共通の目標として定めた「くぬぎ山地区自然再生全体構想」と整合がとれているかどうか等の観点から協議を行うほか、自然再生事業の実施にあたっての実施者間の連絡調整を行います。

3 スケジュール

時 期	議 題 等	備 考
17年6月	第4回協議会 平成17年度の取組について	
10月	第5回協議会 実施計画（案）作成にあたっての申し合わせ	
～3月	（実施計画（案）の検討【各事業実施者】）	
18年3月	第6回協議会 (1)実施計画（案）の協議 (2)役員の変更 (3)平成18年度事業計画の協議 (4)新規加入申出に関する協議	

4 平成17年度くぬぎ山地区自然再生協議会 収支予算(案)

(1) 収 入

[単位:円]

	項 目	収 入 額	備 考
1	補助金・負担金	2,000,000	県、市町
2	雑 入	10	預金利子
	合 計	2,000,010	

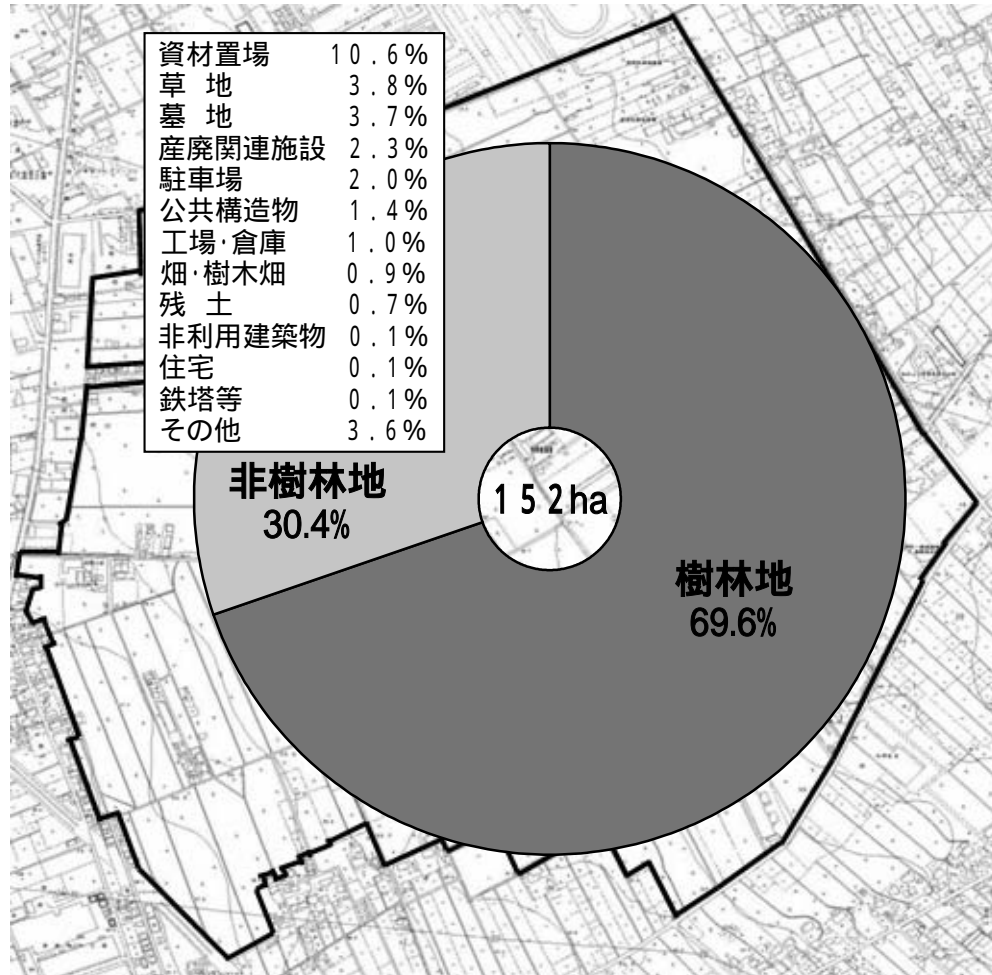
(2) 支 出

[単位:円]

	項 目	支 出 額	備 考
1	通 信 費	128,000	開催通知・返信 (80円+50円) × 80人 × 3回 資料事前・事後送付 200円 × 80人 × 2 × 3回
2	会 場 費	90,000	30,000円 × 3回
3	資料作成費	550,000	討議資料 100枚 × 15円 × 100人 × 3回 封筒類一式 100,000円
4	議事録作成費	180,000	協議会議事録 20,000円 × 3時間 × 3回
5	謝 金 等	63,000	学識委員謝金、交通費 (5,000円+2,000円) × 3人 × 3回
6	予 備 費	989,010	
	合 計	2,000,010	

計算条件:協議会3回開催

自然再生の目標と実施計画



(データは平成17年3月末現在)

短期

目標1 平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持する

・平地林管理の実施

(対象)

・公有地

・民有地(雑木林再生モデル事業実施地等、地権者の同意が得られた土地)

目標2 平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ

・緑地の保全

中期

目標4 利活用を図り、平地林の新たな価値を創造する

長期

目標3 改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する

・改変地の再生